

○鹿沼市文化活動交流館条例施行規則

平成14年10月 1 日規則第27号

改正

平成15年 3 月31日規則第17号の 2

平成16年12月17日規則第41号

平成17年 9 月30日規則第23号

令和 3 年10月 4 日規則第40号

鹿沼市文化活動交流館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿沼市文化活動交流館条例（平成14年鹿沼市条例第27号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理料)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により鹿沼市文化活動交流館（以下「交流館」という。）の管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

(開館時間)

第 3 条 交流館の開館時間は、午前 8 時30分から午後 9 時までとする。ただし、郷土資料展示室については、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 休日の翌日（休日、土曜日又は日曜日に当たるときは除く。）
- (3) 年末年始（12月29日から翌年 1 月 3 日まで）

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、交流館の管理上特に必要があると認めるときは、臨時に交流館を休館し、又は休館日を変更することができる。

(利用許可の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿沼市文化活動交流館利用許可申請書（様式第 1 号。以下この条において「申請書」という。）

を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、次の区分に応じて掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(1) ギャラリーについては、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前12月から利用日の前30日までの間

(2) 多目的創作工房室については、利用日の属する月の前3月から利用日までの間

3 指定管理者は、交流館の利用を許可したときは、鹿沼市文化活動交流館利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用許可の取下げ）

第6条 条例第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、交流館の利用許可を取り下げようとするときは、鹿沼市文化活動交流館利用許可申請取下げ書（様式第3号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収容人員を超えて入場させないこと。

(2) 交流館内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。

(3) 許可なくして交流館内において火気を使用しないこと。

(4) 許可なくして交流館内において寄附金の募集、物品及び飲食物の販売を行わないこと。

(5) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(6) 火災その他の事故の発生の防止に留意すること。

(7) 交流館の職員の指示に従うこと。

2 前項第3号から第7号までの規定は、交流館に入場した者すべてに適用する。

（使用料の納付）

第8条 利用者は、利用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合については、別に納期限を定めることができる。

（使用料の還付）

第9条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付するときの基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第14条第1号に該当するときは、既に納付した使用料の全額

(2) 条例第14条第2号及び第3号に該当するときは、既に納付した使用料の2分の1

2 条例第14条第2号の規則で定める期間内とは、次の区分に応じて掲げる期間内とする。

(1) ギャラリーについては、利用許可の申請をした日（以下「申請日」という。）から利用日の前30日までの間

(2) 多目的創作工房室については、申請日から利用日の前日までの間

3 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、利用日の前日までに鹿沼市文化活動交流館使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、鹿沼市文化活動交流館使用料還付決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用料等の減免）

第10条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、鹿沼市文化活動交流館使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、鹿沼市文化活動交流館使用料減免決定通知書（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成14年10月26日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成14年10月1日から施行する。

2 鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第25条第2項第1号中「市民情報センター使用料」の次に「、文化活動交流館使用料」を加える。

附 則（平成15年3月31日規則第17号の2）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、平成15年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の第9条の規定は、平成15年4月1日以後の使用料等の還付申請から適用し、同日前の使用料等の還付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日規則第41号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第23号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿沼市文化活動交流館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和3年10月4日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)
 様式第1号(第5条関係)

鹿沼市文化活動交流館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

住所
 (団体名)
 申請者 氏名
 電話

文化活動交流館を利用したいので、鹿沼市文化活動交流館条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

利用責任者	住所			
	氏名			
	連絡先			
催物等の名称				
利用目的				
利用日時	年 月 日(曜日)	午前	時 分	利用時間
	年 月 日(曜日)	午後	時 分	
利用施設	<input type="checkbox"/> 創作工房室(全・西側・東側) <input type="checkbox"/> ギャラリー			
利用人員	人	特別設備	設備内容	

* 処理欄	受理 年 月 日	許可・不許可 年 月 日	規定使用料(室) (設備)	円計	円
	許可条件		備考		

*欄には記入しないこと。

様式第2号 (第5条関係)
 様式第2号 (第5条関係)

鹿沼市文化活動交流館利用許可書

許可番号

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった文化活動交流館の利用については、次のとおり許可します。

利用責任者	住 所			
	氏 名			
	連絡先			
催物等の名称				
利用目的				
利用日時	年 月 日 (曜日)	午前 後	時 分	利用時間
	年 月 日 (曜日)	午前 後	時 分	
利用施設	<input type="checkbox"/> 創作工房室(全・西側・東側) <input type="checkbox"/> ギャラリー			
利用人員	人	特別設備	設備内容	

許可条件	
------	--

備考

- (1) 利用施設及び利用設備の欄は、利用する施設及び設備のみを表示する。

注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用開始前に必ず受付に御提示ください。他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 2 利用者が附属設備を利用する場合は、係員の指示に従ってください。なお、附属設備の利用許可を得ていない場合の利用は厳禁ですので、附属設備に一切触れないでください。
- 3 利用者が特別の設備等を使うときは、係員の指示に従ってください。
- 4 館内の秩序及び安全を図るため、定数以上の利用はお断りします。
- 5 館内は禁煙ですので、所定の場所以外で喫煙しないでください。
- 6 準備及び後片付けに要する時間は、利用許可の時間に含まれます。もし時間が超過すると超過料金を徴収しますので、必ず利用許可の時間内で利用してください。
- 7 利用終了後は、備品及び設備を元の状態に戻し清掃を行い、係員立会いの上、引き継いでください。
- 8 利用中に施設、備品、設備等を壊したり、紛失したときは、相当額の弁償をしていただきます。
- 9 交流館の敷地内及び館内で、許可なく広告等の掲示、物品の展示又は販売、寄附金の募集等を行うことは一切禁止します。
- 10 許可なく壁、床等に釘打ち、張り物等をしないでください。
- 11 その他他人に迷惑を及ぼすことのないよう御利用ください。

様式第3号 (第6条関係)
様式第3号(第6条関係)

鹿沼市文化活動交流館利用許可申請取下げ書

年 月 日

指定管理者 様

住所
申請者 (団体名)
氏名
電話

年 月 日付け第 号で許可を受けた文化活動交流館の利用申請について、次の理由により取り下げたいので、鹿沼市文化活動交流館条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

会議等の名称	
許可を受けた利用日時	年 月 日(曜日) 午前後 時 分から (日間) 年 月 日(曜日) 午前後 時 分まで
許可を受けた施設・設備	
取下げ理由	
既に納付した使用料	円
備考	

様式第4号(第9条関係)
様式第4号(第9条関係)

鹿沼市文化活動交流館使用料還付申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所
(団体名)
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付け第 号で許可を受けた鹿沼市文化活動交流館の利用について、次の理由により利用できなくなったので、鹿沼市文化活動交流館条例施行規則第9条第3項の規定により使用料の還付を申請します。

会議等の名称			
許可を受けた利用日時	年 月 日(曜日)	午前 後	時 分から (日間) 午後 時 分まで
許可を受けた施設・設備			
還付申請の理由			
還付申請額	円		
還付を受ける方法	<input type="checkbox"/> 現 金	<input type="checkbox"/> 座 振替先	銀 行 店 種 別 普 通・当 座 口座番号 口座名義
	<input type="checkbox"/> 口座振替		

様式第5号(第9条関係)
様式第5号(第9条関係)

鹿沼市文化活動交流館使用料還付決定通知書

年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった使用料の還付については、次のとおり決定します。

会議等の名称	
許可を受けた 利用日時	年 月 日(曜日) 午前 年 月 日(曜日) 午後 時 分から (日間) 時 分まで
許可を受けた 施設・設備	
還付の理由	
還付額	円
備考	

様式第6号(第10条関係)
 様式第6号(第10条関係)

鹿沼市文化活動交流館使用料減免申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所
 (団体名)
 申請者 氏 名
 電 話

年 月 日付けで文化活動交流館の利用の申請を行いましたが、次の理由により使用料の減免を受けたいので、鹿沼市文化活動交流館条例施行規則第10条の規定により申請します。

会議等の名称			
減免申請理由			
利用する施設・設備			
許可を受けた利用日時	年 月 日(曜日)	午前後 時 分から	(日間)
	年 月 日(曜日)	午前後 時 分まで	
減 免 額	規定の使用料	減額する金額	決定使用料の額(納付額)
備 考			

様式第7号 (第11条関係)
様式第7号 (第11条関係)

鹿沼市文化活動交流館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった使用料の減免について、次のとおり決定
します。

会議等の名称			
減免申請理由			
利用する施設・設備			
許可を受けた利用日時	年 月 日(曜日)	午前後 時 分から	(日間)
	年 月 日(曜日)	午前後 時 分まで	
減 免 額	規定の使用料	減額する金額	決定使用料の額(納付額)
備 考			